

令和2年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和2年 6月30日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：34

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	6番 佐藤 敏雄	7番 鑑 仁志
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
17番 児玉 春雄	18番 西村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 伊藤 貢	総 務 課 長 千葉 秀樹
企画政策課長 安田 秀樹	財 政 課 長 菅生 司
学校教育課長 山田 敬輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健二	議会事務局次長 鈴木 学
--------------	--------------

令和2年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和2年 6月30日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第36号 潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第37号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第38号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第39号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第40号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第41号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第42号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第43号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第44号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第45号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第46号 潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第47号 潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第48号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第14 議案第49号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案)
について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 1 9 陳情第 2 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する条例
制定に反対する陳情
- 日程第 2 0 陳情第 3 号 道路を拡幅し歩道設置の陳情書
- 日程第 2 1 陳情第 4 号 火災残骸及び付帯物の撤去に関する陳情書
- 日程第 2 2 陳情第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を
はかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書採択の
陳情について
- 日程第 2 3 陳情第 6 号 秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書
- 日程第 2 4 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 2 5 陳情第 8 号 陳情書 (日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の
採択)
- 日程第 2 6 選挙第 2 号 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を聞きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日30日付けで、選挙第2号、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙についてが追加提出されております。議会運営委員会において提案理由の説明を受けた結果、陳情第8号までの採決後に、日程第26として本日の会議で取り扱うこととしましたのでご報告を致します。

ここで中川議員より申し出があります。

中川議員より、午前中に開催した予算特別委員会の社会厚生分科会の質疑に対する答弁において、発言の取り消しと訂正の申し出がありますので、会議規則第64条の規定によりこれを許可します。8番中川議員。

○8番（中川光博） 午前中に、予算特別委員会社会厚生分科会の報告の中で、小林委員の質問に誤りがありましたので、削除し訂正させていただきます。

内容は、国民健康保険特別会計補正予算の中で傷病手当金について質問がありました。保険加入者の全てが対象なのかどうかという問い合わせでしたけれども、私の方から、全ての保険加入者が対象であると申し上げましたけれども、加入者のうち個人事業主は除かれますので対象外になりますので、訂正しお詫びしたいと思います。宜しくお願い致します。

【日程第1、議案第36号 潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第25、陳情第8号 陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第36号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第25、陳情第8号、陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。令和2年度各会計補正予算（案）については、予算特別委員

長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。12番藤原総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（藤原典男） 令和2年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1番、審査年月日から5番の審査の経過と結果については、記入のとおりでございます。

議案第36号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたこと等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、本条例の改正による今後の市の税収への影響について質問があり、当局からは、減収が見込まれる税分について、国からの交付税措置などを見込みながらも、市全体として財政の健全性確保の工夫を進める旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、新型コロナウイルス感染症による国保財政への影響について質問があり、当局からは、減免額に対する国の財政支援や、厳しい見通しが予想される財政の健全化

維持のため、国保事業の安定的な運営に努める旨の説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市天王相撲場の解体に伴い関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、条例改正による市の保育事業への影響について質問があり、当局からは、3歳未満児が3歳以上児に到達した際に保育の提供が継続できるよう調整を図っているため、影響はないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情。

本陳情は、地方財政の充実という面から、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第8号、陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）。

本陳情は、歴史の変遷や現在の国際情勢などを鑑みて、簡単に判断はできないので継続とすべきとの意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第36号、潟上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、潟上市体育施設条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、潟上市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いにならない

ようにしてください。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立少数です。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番(菅原理恵子) 委員長、お疲れ様です。

賛成少数で不採択ということでありましたけれども、どんな内容だったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長(西村 武) 12番藤原典男委員長。

○総務文教常任委員長(藤原典男) これに対する各委員からの意見はございませんで、意見がないようなので採決しますということで、すぐ採決に入りました。それで賛成者はゼロ、反対は3名、継続が2名ということで、賛成少数で不採択とします。委員長は採決に加わっておりません。

以上です。

○議長(西村 武) いいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いにならないようにしてください。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 賛成少数です。したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号、陳情書（日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長のとおりに継続することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番中川社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（中川光博） 令和2年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第39号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、通知カードの廃止に伴い番号付通知書が国から交付されることについて質問があり、当局からは、出生で新たに番号を取得される方へ、国の委託機関からの送付との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、給与所得者以外の自営業者や農業、退職者等の国保加入者の対象の有無について質問があり、当局からは、パート職員の方などが対象であるため、中小企業の個人事業主は対象外であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い同令で定める基準に準拠し低所得者の介護保険料の軽減強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免に関する規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、保険料軽減総額及び負担割合について質問があり、当局からは、軽減総額6,588万8,000円で、負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金の支給をするに当たり、市が行う事務を規定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号、火災残骸及び付帯物の撤去に関する陳情書。

本陳情は、4月20日に提出されており、安全対策のためトタン板等の危険物の撤去が

既になされており、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第39号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号、火災残骸及び付帯物の撤去に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 陳情内容を見ますと、（イ）のところなのですが、内容物等の撤去の際に、市の方で、市当局で地権者に対してというふうなところの文言がありましたけれども、これは実際は撤去はどのような形で行われたものでしょうか。そこら辺は議論されましたでしょうか。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） わかる範囲でお答えします。

常任委員会で現場視察もしてまいりましたけれども、撤去については、市当局と町内

会、あるいは当事者と既にいろいろ話し合いがなされておりました、撤去の内容ですけれども、廃棄物業者といますか、解体業者に市と町内会がお声がけをして、業者さんが無料で危険飛来が心配される屋根等のトタン屋根を運んでいただいたと、そういう報告を受けております。現在は、その危なっかしいトタン等については既に運び出されたので残骸はありませんけれども、まだかなり償却物の柱、あるいは一部小さいトタン等、残骸は残っておりますけれども、そういう報告を受けております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 土地の地権者がというふうなところもこうあるんですけれども、このところはどういうふうにかかったのか、そこら辺おわかりでしょうか。

○議長（西村 武） 8番中川社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（中川光博） 細かい状況までつまびらかには致しませんけれども、当局の方からも当然地権者の方には指導しているということでございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番大谷産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 最後でございます。令和2年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

陳情第3号、道路を拡幅し歩道設置の陳情書。

本陳情は、「安全・安心にお買い物ができるよう道路拡幅と片側歩道設置」を要望し

ているものです。

委員からは、多額の事業費がかかることやマイタウンバスの利用ができる場所であることから引き続き検討していくという意見があり、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

陳情第6号、秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書。

本陳情は、「秋田県主要農作物種子条例の制定」をもとめ秋田県に意見書の提出を要望しているものです。

委員からは、農家がおいしい作物を生産するためにも、今後も優良な種子が安定的に供給されるように条例の制定に関する意見書を出すことに賛成するという意見があり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、陳情第3号、道路を拡幅し歩道設置の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 委員長、ご苦労様です。

私の方から1点だけ確認で質問させていただきます。

委員からは、多額の事業費がかかるということで、マイタウンバスの利用できる場所ということで、まず今後引き続き検討するということが継続審査となっておりますけども、市民のためのまず安全・安心の買い物ができるようにということで陳情があがっていることに対して、これどのぐらいの事業費がかかるものなのか、その辺についての詳細について議論されたものなのか、教えていただければと思います。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） まず本委員会の中で審議したことについて、多少皆さんにご報告を致します。

あその場所を、まず現場現物すれば一番わかることなんですけども、まず会議の席上、交通量がどうなってるのかという時間帯のことを確認したら、あまりにも少ないなと。だったら現場に行ったらどうかということで、全員で当局も含めて視察をしました。その結果、平成29年と令和2年、過去2回にわたって陳情書が出てるわけです。そういうことからして、詳細な金額云々おっしゃいましたけれども、その件については、概算として3,000万円から4,000万円というふうなお話で、継続した方がいいのではないかと。

それからもう一つ、現場現物ということは、あそこの場所に立って周りを見渡せば、あの勾配はどういう勾配か。さらに、確かに店も近いんですけども、交通弱者が歩道を広げても荷物を背負って往復するとなれば、非常に困難でないかと。それで周辺を見ましたら、マイタウンバスが時間帯を合わせてもらってどうだかと、それを検討してもらいたいというわけで継続と、そういうことでございます。

なお、あれは夏場はいいんですけども、冬場はご老体は、私のような後期高齢者はなかなか至難の業と。要は、こういう陳情が出た場合は、現場現物で確認して云々ということとで今回はそういうことにしました。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかに。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今回のこの道路拡張の歩道設置の陳情書については、前会長も市長あてに要望書を出されて、2年くらい前ですか、出されているはずだと思いますけれども、今回この議会にこの陳情書をあげて議会から審査しているところでありましてけれども、今回継続審査ということで、ここに書かれている継続審査のご意見がありますけれども、ほかに、ここの場所は私も何回か見たとき、しょっちゅう見ますけども、実際は電動車椅子の方も実際あそこ通っている人もおります。そういったことで、今回継続審査ですけども、それでほかの継続審査の意見がどのような継続審査の意見がありましたか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 先ほど申したようなことで、私を除いた全員で継続審査した方がいいと、そういうことでございます。

なお、なかなかあそこのところは確かに交通弱者は難しい場所です。本格的にモーター自動車とかそういうものをとすれば相当な工事費がかかるのでないかなと推測しております。できるだけ我々委員会の中でも地元の要望だから叶えてあげたいなど、そういうことで再度当局に振るわけではないんですけども、自治会長さんと当局でもってもうちょっと検討していただきたいなど。これでマイタウンバスも利用できるんでねえがと、そういうことの継続審査と、そういうことでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） お聞きしたいのは、ここに書かれてる多額の事業費がかかること

や、マイタウンバスの利用ができる場所であることから、引き続き検討していくという意見があったという、ここに書かれている以外に継続審査、こういった意見もありましたよという意見があった場合、お知らせ願いたいということの質問です。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） そのほかは出ておりませんでした。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） この陳情書の中に、大事には至らなかったんですけども自転車と乗用車の接触事故がありましたということで、その辺についての審議はなされたかどうか。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） しておりません。議題に上がりませんでした。しておりません。自転車の接触はしておりません。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 陳情書の内容として一番こういうものが重要だと、重大だと思うんです。それで先ほど伊藤議員からもありましたように、やはり何でしょう、車椅子の方もいると。そこを通らないといけないということも審議していただければ、なおよかったんじゃないかと思います。次回、何とか前向きに検討していただければと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 答弁はいいですね。

○3番（菅原理恵子） はい、要望でいいです。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり継続審査することに決定致しました。

次に、陳情第6号、秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 陳情の趣旨についてはわかって、種子法ですからわかりますけども、この要望について、当局に対する要望も、陳情でなくて当局の要望が出されてるか、その辺のことについては確認をされておりますか。

○議長（西村 武） 16番大谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 当局の方にはそういうお話はしておりません。ただ、ただし、委員会の中ではなかったんですけれども、私の調べるところによれば、むしろこれは国の仕事であって、国、それから県、そういうところ、それからJAですか、そういうところが主体となって進んでいけばいいなと思っております。全国でも青森と秋田県がまだやっておりません。秋田県では、にかほの方でこれがご提案されております。そういう現状にあります。戸田議員、一番わかるんでねえすか。

○議長（西村 武） いいですか。

○産業建設常任委員長（大谷貞廣） 以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。2番戸田予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（戸田俊樹） 令和2年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案

について、会議規則第102条の規定により報告します。

予算特別委員会に付託されました、議案第48号令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから議案第53号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般6月22日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、道路新設改良費の委託料と工事請負費の内容について。

第2点として、歳入14款2項国庫補助金、15款2項県補助金、歳出3款放課後児童健全育成事業費補助金のそれぞれの補助率についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日30日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第48号から議案第53号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第48号から議案第53号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決しますので宜しくお願いします。

はじめに、議案第48号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

【日程第26、選挙第2号 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（西村 武） 次に、日程第26、選挙第2号、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について、全員で協議確認したいから、指名推選を行おうと思います。そのため、

全員協議会を開催します。

本会議を暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 3時30分 休憩

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、選挙第2号、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙についてを議題と致します。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、議長において指名することに決定致しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員には、12番藤原典男議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した藤原典男議員を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、ただいま指名致しました藤原典男議員が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤原典男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を致します。おめでとうございます。頑張ってください。

以上で本定例会に付議されました案件は、すべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会に当局より提案させていただいた全案件につきまして、ご可決賜りまして誠にありがとうございます。

なお、本議会中にいただきましたご意見等については、私ども今後の行政運営をする上でそれを教えとして、我々また行政運営に務めてまいりたいと思います。

先般、国の2次補正予算も国会を通過し、これから、ただいまは秋田県潟上市では新型コロナウイルス感染症はひとまず小康状態ということを保っておりますが、今後また補正予算等の編成に当たらねばならなくなるかもしれません。それでまた臨時議会をお願いしなくてはならないかもしれませんので、その節も宜しくお願いしたいと思います。

これから暑くなる時期でございます。是非議員の皆様におかれましてはご慈愛いただきまして、また今後ご指導、ご鞭撻いただきますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、令和2年第2回潟上市議会定例会を閉会します。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 3時34分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 佐 藤 義 久